

大市総第98号

平成29年8月31日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第195号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月31日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 平成29年9月8日(金) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第69号議案 大村市体育施設条例の一部を改正する条例…………… (1)
- 第70号議案 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (2)
- 第71号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市陸上競技場ほか計8施設) …………… (4)
- 第72号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市民プール及び大村市屋内プール) …………… (5)
- 第73号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市武道館) …………… (6)
- 第74号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市児童体育館) …………… (7)
- 第75号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市弓道場) …………… (8)
- 第76号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市北部運動広場) …………… (9)
- 第77号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市南部運動広場) …………… (10)
- 第78号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市鈴田運動広場) …………… (11)
- 第79号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市アーチェリー場) …………… (12)
- 第80号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(大村市黒木山小屋) …………… (13)
- 第81号議案 大村市小路口テニスコートの指定管理者に係る指定の期間の
変更について…………… (14)
- 第82号議案 市道路線の廃止について…………… (15)
- 第83号議案 市道路線の認定について…………… (16)
- 報告第8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解すること
について) …………… (17)
- 報告第9号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解すること

について) (19)

- 第84号議案 平成29年度大村市一般会計補正予算(第3号)
- 第85号議案 平成29年度大村市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第86号議案 平成29年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)
- 第87号議案 平成28年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第88号議案 平成28年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第89号議案 平成28年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第90号議案 平成28年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第91号議案 平成28年度大村市病院事業の欠損金処理の議決及び決算の認定について
- 第92号議案 平成28年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第93号議案 平成28年度大村市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第94号議案 平成28年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第95号議案 平成28年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第96号議案 平成28年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第97号議案 平成28年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第98号議案 平成28年度大村市モーターボート競走事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 報告第10号 平成28年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第69号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成17年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「体育施設」の次に「（大村市松山テニスコートを除く。次条から第6条まで及び第17条の2において同じ。）」を加える。

第7条第1項中「指定管理者」の次に「（大村市松山テニスコートにあつては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）」を加える。

第17条の2及び附則第6項中「第7条」を「第7条第1項中「指定管理者（大村市松山テニスコートにあつては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。））」とあるのは「市長」と、第7条第2項に改める。

別表第1に次のように加える。

大村市松山テニスコート	大村市松山町565番地1
-------------	--------------

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大村市体育施設条例の規定による大村市松山テニスコートの利用の許可については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成29年9月8日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市松山テニスコートを設置するため、この条例案を提出するものである。

第70号議案

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第4条第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に

あつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第4条第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

(大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年大村市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正に伴い、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の基準を改めるため、この条例案を提出するものである。

第71号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市陸上競技場
大村市野球場
大村市テニスコート
大村市補助グラウンド
大村市森園ファミリースポーツ広場
大村市郡中学校運動場夜間照明施設
大村市森園運動広場
大村市古賀島スポーツ広場
- 2 指定管理者 大村市幸町25番地33
一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団
理事長 酒井 辰郎
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第72号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市民プール
大村市屋内プール
- 2 指定管理者 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号
株式会社協栄
代表取締役社長 山田 賢治
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第73号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市武道館
- 2 指定管理者 大村市西三城町137番地
大村市武道館運営委員会
会長 楠本 哲夫
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第74号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市児童体育館
- 2 指定管理者 大村市富の原一丁目1122番地4
富の原一丁目町内会
会長 今村 一彦
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第75号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市弓道場
- 2 指定管理者 大村市幸町25番地180
大村市弓道協会
会長 竹田 敏秋
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第76号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市北部運動広場
- 2 指定管理者 大村市松原本町296番地4
松原地区町内会長会
会長 深見 和昭
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第77号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市南部運動広場
- 2 指定管理者 大村市日泊町791番地
三浦地区町内会長会
会長 澤部 司郎
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第78号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市鈴田運動広場
- 2 指定管理者 大村市岩松町296番地
鈴田地区町内会長会
会長 松尾 祥秀
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第79号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市アーチェリー場
- 2 指定管理者 大村市西部町143番地66
大村市アーチェリー協会
会長代行 馬久地 隆幸
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第80号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市黒木山小屋
- 2 指定管理者 大村市久原2丁目809番地14
大村山岳会
会長 松崎 文彦
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第81号議案

大村市小路口テニスコートの指定管理者に係る指定の期間の変更について

平成26年9月16日開催の大村市議会定例会において議会の議決を受けた大村市小路口テニスコートの指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更する。

変更前 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

変更後 平成27年4月1日から平成29年11月26日まで

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

第 8 2 号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記の市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
5 0 0 4 3	木場 2 丁目 1 号線	木 場 2 丁 目	木 場 2 丁 目	

平成 2 9 年 9 月 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第83号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
20211	杭出津1丁目3号線	杭出津1丁目	杭出津1丁目	
20212	古賀島町17号線	古賀島町	古賀島町	
20213	古賀島町18号線	古賀島町	古賀島町	
20214	原口町6号線	原口町	原口町	
20215	富の原二丁目16号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
20216	富の原二丁目17号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
20217	富の原二丁目18号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
40263	玖島二丁目2号線	玖島二丁目	玖島二丁目	
50065	木場1丁目8号線	木場1丁目	木場1丁目	
50066	向木場町1号線	向木場町	向木場町	
50067	木場2丁目向木場町2号線	木場2丁目	向木場町	

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

報告第8号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

報告第9号

専決処分の報告について

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年9月8日提出

大村市長 園田裕史

専決第9号

専 決 処 分 書

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月28日

大村市長 園 田 裕 史

記

1 損害賠償の額 56,030円

2 損害賠償の相手方

